

一宮町耐震改修促進計画



一宮町

平成22年3月策定

(平成29年3月改定)

(令和2年1月変更)

(令和3年8月改定)

目 次

はじめに	1
第1 計画の目的等	2
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
4 対象区域	
5 対象建築物	
第2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	3
1 地震の想定及び建築物等の被害予測	
(1) 地震の想定	
(2) 建築物等の被害予測	
2 耐震化の現状	5
(1) 住宅	
(2) 耐震義務付け対象建築物	
(3) 特定建築物	
3 耐震化の目標の設定	6
(1) 住宅	
(2) 特定建築物	
(3) 公共建築物	
第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	
(1) 建築物の所有者等の役割	
(2) 町の役割	
2 耐震化の促進を図るための支援策の概要	
3 地震発生時に通行を確保すべき道路	
(1) 緊急輸送道路	
(2) 市町村間を結ぶ主要幹線道路	
(3) 避難路	
4 重点的に耐震化すべき区域・建築物	8
5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要	
(1) 家具や棚等の転倒防止策	
(2) ブロック塀の倒壊対策	
(3) 各種落下物対策	
(4) 天井等の脱落対策	
(5) 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進	
(6) 耐震化の状況把握	9

第4 啓発及び知識の普及

- 1 揺れやすさ・液状化マップの作成・公表
- 2 相談体制の整備・情報提供の充実
 - (1) パンフレットの配布
 - (2) 耐震相談会の実施
 - (3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

第5 所管行政庁との連携に関する事項

- 1 耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表等
- 2 建築基準法に基づく勧告、命令等 10

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

- 1 関係団体との連携
- 2 その他
 - (1) 計画の進行管理
 - (2) 町有建築物の耐震化の基本方針
 - (3) 町有建築物の耐震化の情報開示

はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、その約9割の4,831人が住宅・建築物等の倒壊によるもので、この時倒壊した住宅・建築物の多くは昭和55年以前に建築された旧耐震基準の木造建築物でした。この教訓を踏まえて、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定され、大規模な地震への対応として建築物の耐震性向上が進められてきました。

その後も、平成16年10月に新潟県中越地震、平成17年3月に福岡県西方沖地震、平成19年7月に新潟県中越沖地震が発生するなど大規模な地震が頻発し、国は、建築物の耐震化について、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とし、地震による人的被害や経済的被害を減らすための最も重要な課題と位置付け、緊急かつ最優先で取り組み、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施するため、耐震改修促進法を平成17年に一部改正し、県及び市町村は耐震改修促進計画を定め、建築物の耐震化を計画的に促進することとされました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、県内で最大震度6弱を観測するなどの強い揺れに加え、太平洋沿岸を中心に到来した大津波、東京湾沿岸の埋立地や利根川沿いなどの低地で発生した液状化現象により、甚大な被害が発生しました。その後も、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震などの大規模地震が頻発しており、今日では、南海トラフ地震や首都直下型地震等の大規模な地震発生危険性が切迫するなど、いつ、どこで大地震が発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

さらに平成30年9月の大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊による死傷者が出るなどの被害も発生したことにより、平成31年1月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令等の改正」が施行され、通行障害建築物に一定の長さ及び高さを越える組積造の塀が追加されています。

このような背景のもと、一宮町においては平成22年3月に一宮町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、その後は法改正等に合わせて本計画を改定し、既存建築物の耐震診断及び耐震改修等の耐震化施策を計画的かつ総合的に進めることにより、より一層の既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強い街づくりを進めてきたところです。

今回の本計画の改定は、現行計画が目標年度を迎え、耐震改修促進法等に基づき新たな目標等を定めるなど、引き続き建築物の耐震化を促進していくため改定するものです。

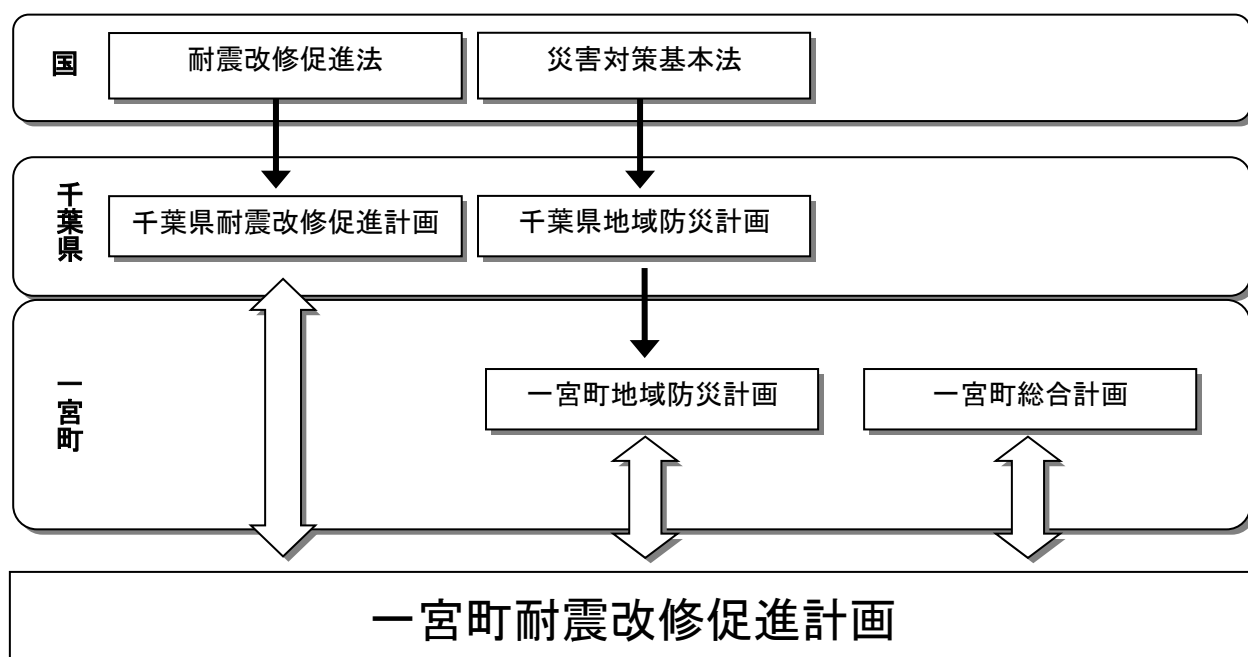
第1 計画の目的等

1 計画の目的

本計画は、耐震改修促進法に基づき、町における建築物の耐震化を促進し、地震災害からの町民の生命及び財産を保護することを目的として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）及び県が策定した「千葉県耐震改修促進計画」（以下、「県計画」という。）との整合を図るとともに、「一宮町総合計画」、「一宮町地域防災計画」を踏まえ策定するものです。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、耐震化の目標設定や耐震化を推進するための施策を定めます。なお、本計画の内容については、一定期間ごとに検証を行うとともに、社会環境の変化等を踏まえ、所要の見直しを行うものとします。

4 対象区域

本計画の対象区域は、一宮町全域とします。

5 対象建築物

対象とする建築物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された建築物のうち、次に示すものとします。

- (1) 住宅（戸建住宅、共同住宅）
- (2) 特定建築物（耐震改修促進法 14 条に定める建築物）
- (3) 町有建築物

第 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1 地震の想定及び建築物等の被害予測

(1) 地震の想定

千葉県では千葉県に大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード 7 クラスの地震として、下記の 4 つの地震を想定しています。

■ 想定地震一覧

	千葉県北西部 直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖 地震	三浦半島断層群 による地震
地震の規模 (マグニチュード)	7.3	7.3	6.8	6.9
地震のタイプ	プレート内部	プレート境界	プレート内部	活断層
震源の深さ	約 50km	約 27.8km	約 43km	約 14.4km
調査年度	平成 26・27 年度	平成 19 年度		
震度分布	千葉県北西部の千葉市、習志野市、船橋市、市川市などを中心に震度 6 強の地域が広がり、震度 6 弱以上の地域は県土の約 40%。震度 7 の地域はない。	京湾岸に震度 6 強の地域が広がり、県土の約 40%が震度 6 弱以上。震度 7 の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度 6 弱の地域が散在。震度 6 弱の地域は県土の約 0.3%。	富津市、君津市、木更津市を中心に震度 6 弱から 6 強の地域が広がり、震度 6 弱以上の地域は県土の約 5%。

※一宮町地域防災計画、平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書より

(2) 建築物等の被害予測

① 震度予測

一宮町の震度は、概ね震度 5 強と予測されました。

② 液状化危険度

一宮町の液状化危険度は、概ね「低い」「極めて低い」と予測されました。

③ 被害の概要

一宮町の各被害想定は、次のとおりです。

■被害想定一覧

ケース		千葉県北西部 直下地震	東京湾北部地震	千葉県東方沖 地震	三浦半島断層群 による地震
原因別 建物 全壊棟数	揺れ	0棟	26棟	4棟	0棟
	液状化	0棟	6棟	4棟	0棟
	急傾斜地崩壊	0棟	1棟	1棟	0棟
	合計	0棟	33棟	8棟	0棟
火災	炎上出火件数	0件	0件	0件	0件
	焼失棟数	0棟（全壊を含む） 0棟（全壊を含まない）	0棟（全壊を含む） 0棟（全壊を含まない）	0棟（全壊を含む） 0棟（全壊を含まない）	0棟（全壊を含む） 0棟（全壊を含まない）
人的被害 【死者】	建物被害	0人	0人	0人	0人
	火災	0人	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人
	ブロック塀等 の転倒	0人	0人	0人	0人
	屋外落下物	0人	0人	0人	0人
	合計	0人	0人	0人	0人
人的被害 【負傷者】 (うち重傷者)	建物被害	10(0)人	29(0)人	10(0)人	0(0)人
	火災	0(0)人	0(0)人	0(0)人	0(0)人
	急傾斜地崩壊	0(0)人	1(0)人	1(0)人	0(0)人
	屋内収容物の 移動・転倒等	0(0)人	1(0)人	1(0)人	0(0)人
	ブロック塀等 の転倒	0(0)人	2(1)人	6(2)人	0(0)人
	屋外落下物	0(0)人	0(0)人	0(0)人	0(0)人
	合計	10(0)人	33(1)人	18(2)人	0(0)人
避難者（1日後）		0人	1,440人	586人	1人
エレベーター閉じ込め台数 ※千葉県北西部直下地震は停止台数		10台	1台	1台	0台
自力脱出困難者		0人	4人	人	0人

※一宮町地域防災計画、平成 26・27 年度千葉県地震被害想定調査報告書より

2 耐震化の現状

(1) 住宅

令和3年1月1日現在の町内の住宅戸数は、7,085戸(戸建住宅6,868戸、共同住宅等217戸)あります。そのうち耐震性がある住宅戸数は、約5,814戸(b+c)であり、住宅の耐震化率は、約82.1%と推計されます。

■住宅の耐震化の現状

	戸数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
戸建住宅	6,868	1,269	約1,125	4,474	約81.5%
共同住宅	217	2	約21	194	約99.1%
合計	7,085	1,510	約1,146	4,668	約82.1%

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

令和3年度における耐震診断結果が公表された町内の耐震診断義務付け建築物は1棟です。既に耐震改修済みであるため、耐震化率は100%となっています。

(3) 特定建築物

① 町有特定建築物

令和3年度における町有特定建築物の総数は7棟となっています。そのうち昭和55年以前に建築された旧耐震の建築物は4棟、昭和56年以降新耐震の建築物は3棟となります。耐震改修等により耐震性を有している建築物は合計で6棟となり、耐震化率85.7%となります。

② 民間特定建築物

令和3年度における民間特定建築物の総数は118棟となっています。そのうち昭和55年以前に建築された旧耐震の建築物は44棟、昭和56年以降に建築された新耐震の建築物は74棟となり、耐震化率は62.7%となります。

■特定建築物の耐震化の現状

	棟数 (a+b+c)	昭和55年以前		昭和56年以降 c	耐震化率 (b+c)/(a+b+c)
		耐震性無 a	耐震性有 b		
町有	7	1	3	3	85.7%
民間	118	44	0	74	62.7%
合計	125	45	3	77	64.0%

3 耐震化の目標の設定

平成 22 年 3 月に策定した計画では、平成 27 年度に向けた目標を、平成 28 年 3 月に策定した計画では、令和 2 年度に向けた目標を設定しました。今回の改定に当たっては、国の基本方針や県計画等を踏まえ、令和 7 年度を目標年度とした耐震化率の目標を新たに設定します。

(1) 住宅

住宅の耐震化率の目標は、令和 7 年度に 95 パーセントとします。

(2) 特定建築物

特定建築物の耐震化率の目標は、令和 7 年度に 95 パーセントとします。

(3) 公共建築物

町有建築物を含む庁舎、病院、学校、公民館等の公共建築物については、災害時において町庁舎では被害情報収集や災害対策指示等が行われ、病院では災害による負傷者の治療が、学校、中央公民館、保健センターなどは避難場所等として活用されるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用されることとなります。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から公共建築物の耐震性が求められるとの認識のもと、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むものとしてします。

町有建築物については、本計画による整備目標、整備の優先度等を踏まえ、国庫補助金の助成制度を活用して計画的に耐震診断及び耐震改修等を実施するものとしてします。民間建築物については、建築物の所有者等が自己の責任において、自ら耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが重要となります。町はこうした耐震化を促進していくため、その所有者に対し耐震化の必要性や効果について意識啓発を行います。

第3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

(1) 建築物の所有者等の役割

建築物の所有者等は、自己の責任で建築物の地震に対する安全性を確保することを原則とし、建築物の所有者等自らが率先して耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止対策や天井等の脱落防止対策などの安全対策を講じることが必要です。

(2) 町の役割

町は、町全体の耐震化促進に向けて、町民に対して耐震診断・改修の必要性についての普及・啓発を進めるとともに、県や建築関係団体と連携し、建築物の所有者が主体的に耐震化に取り組めるよう環境整備に努めます。併せて、耐震診断や改修に関する情報提供、技術的・経済的支援についての施策を推進します。

一方、町有建築物については、耐震化を積極的に推進します。特に、特定建築物や避難・救護施設及び要援護者関連施設、都市インフラ施設については、優先的に耐震化を進めるものとします。

2 耐震化の促進を図るための支援策の概要

町は、建築物の所有者等が主体的に耐震化に取り組めるように木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の助成(木造住宅耐震診断補助事業、木造住宅耐震改修補助事業)や住宅リフォーム工事に要する費用の助成(住宅リフォーム補助事業)を町の財政状況を勘案しながら予算の範囲内で実施します。

3 地震発生時に通行を確保すべき道路

(1) 緊急輸送道路

- ①国道 128 号
- ②県道 30 号飯岡一宮線

(2) 市町村間を結ぶ主要幹線道路

- ①県道 148 号南総一宮線
- ②県道 150 号大多喜一宮線
- ③県道 152 号一宮椎木長者線
- ④県道 274 号松丸一宮線
- ⑤県道 228 号一宮停車場線

(3) 避難路

上記道路のほか町道 1-7 号線、町道 2-8 号線、町道 1-12 号線、教育委員会の定める通学路を避難路として位置付ける。

4 重点的に耐震化すべき区域・建築物

前述した地震発生時に通行を確保すべき道路沿道については災害時の避難、緊急活動及び救護・普及活動を円滑に行えるよう、重点的に耐震化を推進するよう努めます。また、その他の住宅等が密集する地域についても木造住宅を中心に耐震性が不足する昭和55年以前に建築された建築物について耐震化の促進を図ります。

5 地震時の建築物の安全対策に関する事業の概要

(1) 家具や棚等の転倒防止策

庁舎、地震発生時、建築物の屋内において、家具、タンス、食器棚、本棚、商品棚などが転倒・移動して負傷者が発生することがないように、家具や棚等の固定を行う方法を、パンフレット等を通じて紹介し、知識の普及に努めます。

(2) ブロック塀の倒壊対策

地震発生時において、コンクリートブロック塀等は倒壊する恐れがあり、下敷きによる被害や道路閉塞を引き起こす可能性があります。町は県と連携し、パンフレットの配布等を通じて知識の普及に努め、危険なブロック塀の撤去・改善の指導を行うとともに、避難路に面する危険ブロック塀の除却・建替え工事について費用の一部を予算の範囲内で助成します。

(3) 各種落下物対策

地震発生時において建築物の倒壊だけでなく、窓ガラスや天井・外壁、屋外広告物が落下して通行人等に対して被害を与える危険性があります。このため、県では所有者等に対し点検、改善、落下物対策を講ずるよう促すこととしており、町は、県と連携して対応します。

(4) 天井等の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場、商業施設、工場等の大規模空間を有する建築物の天井について、比較的新しい建築物も含めて脱落する被害が生じました。こうした状況を踏まえて、建築基準法施行令第39条第3項において特定天井の構造が規定され、平成25年国土交通省告示第771号において新たに天井脱落対策の基準が定められました。このため、県では所有者等に対し、定期報告等の機会を捉え、落下防止対策を講ずるよう促すこととしており、町は、県と連携して対応します。

(5) 耐震改修計画の認定等による耐震化の促進

耐震改修促進法では、耐震改修計画の認定、建築物の地震に対する安全性に係る認定及び区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定が制度化され、建築物の所有者やマンションの管理者等に対して特例措置等を講じることにより建築物の耐震化が円滑に促進されることが期待されています。町は、県と連携してホームページやパンフレットの配布により、認定制度の情報提

供を行うとともに、講習会、その他種々の機会を通じて建築物の所有者等に対して認定制度の内容や手続を紹介し、耐震化の促進に努めます。

(6) 耐震化の状況把握

建築物の耐震化を促進するためには、耐震化の状況を把握する必要があります。そのため、町内に存する住宅・建築物の耐震化の状況把握に努め、定期的に県に報告するものとします。

第4 啓発及び知識の普及

1 揺れやすさ・液状化マップの作成・公表

町は、発生の恐れのある地震の概要と、想定される大地震による地域の危険度を示した揺れやすさ・液状化マップを作成・公表し、建築物の所有者等の意識の啓発を図ります。

2 相談体制の整備・情報提供の充実

(1) パンフレットの配布

地震に強いまちづくりを実現するためには、建築物の所有者等がその耐震性を知り、必要な対策を取ることが大切であることから、耐震診断及び耐震改修等の必要性について、あらゆる機会を捉えて町民に周知していく必要があります。耐震化の促進に資する情報提供等を積極的に行います。町は、建築物の耐震性向上の普及・啓発を図るためパンフレットを耐震相談窓口に常備し配布します。

(2) 耐震相談会の実施

町は、住宅の耐震化促進の一環として、大地震の切迫性と耐震化の必要性について町民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修等を促すために無料の「わが家の耐震相談会」を県と連携して実施します。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅等の耐震改修は、構造部材の補強のために内装工事を伴うことが多く、住宅リフォーム工事について、費用の一部を助成することにより、リフォームの機会を捉えた耐震改修の促進を図ります。

第5 所管行政庁との連携に関する事項

1 耐震改修促進法に基づく指導・助言、指示、公表等

所管行政庁である千葉県は、特定建築物の所有者に対し、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく助言・指導ならびに同条第2項の規定に基づく必要な指示等を実施することができます。また、特定建築物の所有者が正当な理由が無くその指示に従わなかった場合には、同条第3項に基づきその旨を公表することができます。町は、特定建築物の耐震化を促進するために、

県と連携して対応します。

2 建築基準法に基づく勧告、命令等

所管行政庁である千葉県は、耐震改修促進法に基づく指導・助言、公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策を取らなかった場合においては、建築基準法に基づく勧告や命令を行うことができます。町は特定建築物の耐震化を促進するため、県と連携して対応します。

第6 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1 関係団体との連携

県、町及び建築関係団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の普及・促進を図ります。

2 その他

(1) 計画の進行管理

町は、令和7年度末における耐震化の目標達成に向けて取り組みます。耐震化の促進のためには、計画策定後の継続的な事業実施が重要であり、進捗状況について定期的・継続的に検証することが有効です。そのため、町では、町有建築物の耐震化に向けて計画的な進行管理に努めます。また、進捗状況により、計画の目標や施策内容等について適宜見直しを行うこととします。

(2) 町有建築物の耐震化の基本方針

町有建築物等の耐震化を計画的、かつ、効率的に進めるため、次の事項等を勘案し、優先的に耐震化すべき建築物や耐震性能向上の目標値等を検討していくものとします。

① 建築物の用途及び規模

- ・耐震改修促進法第14条に規定する特定建築物

② 一宮町地域防災計画における位置づけ

- ・避難所等となる建築物
- ・災害時に拠点となる建築物

③ 耐震改修促進法に基づく安全性の評価

- ・耐震診断の結果に基づく建築物の地震に対する安全性の評価

(3) 町有建築物の耐震化の情報開示

町は、主要な町有建築物について、各施設の耐震診断及び耐震改修の実施状況等についての情報を開示するように努めます。